

## 新型コロナワクチン追加接種の体制確保について②

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄

TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : [kama.yoboseshu@kama.jp](mailto:kama.yoboseshu@kama.jp)

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

### 新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その2）

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の別添事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

令和3年11月15日、第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）は初回接種（1・2回目接種）に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチン（ファイザー社又は武田/モデルナ社ワクチン）を用いることが適当であり、当面は薬事承認を取得したファイザー社ワクチンのみ追加接種に使用することとされました。

武田/モデルナ社ワクチンについては、改めて審議の上、追加接種で使用するを見込んでおり、住民が身近な場所で接種を受けられるようにするため、ファイザー社ワクチンと同様に個別接種を可能とする方針とされております。

本事務連絡はその準備に当たって、現段階において留意すべき事項について連絡するものです。概要は下記のとおりです。

なお、本事務連絡は、今後の検討状況により変更される可能性があることを申し添えます。

### 記

#### 追加接種について

- 令和3年12月1日から行うこと。（令和3年11月17日付（健Ⅱ405F）参照）
- 初回接種を受けた18歳以上の全ての住民を対象として、1回行うこと。
- 接種間隔は、初回接種の完了から原則8か月以上とすること。
- 初回接種と同様、原則、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うこと。
- 接種を受ける日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市区町村長が認める者についても、居住の実態がある場合は、接種を実施できること。
- 追加接種実施医療機関等は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（5版）」第3章3（2）「接種実施医療機関等に求められる体制」に掲げる要件を満たすこと。（令和3年11月17日付（健Ⅱ404F）参照）

○針及びシリンジについては、国から供給予定であること。

### 武田/モデルナ社ワクチンの追加接種が実施される場合の運用等について

○令和4年2月頃開始を想定していること（「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論と追加接種に関する今後の見通しについて」令和3年11月1日付（健Ⅱ377F）参照）

○現時点で武田/モデルナ社が示している内容によれば、同社ワクチンの追加接種の用量は初回接種の半量である0.25 mL/回を筋肉内に注射することとされており、初回接種の場合と異なる予定であること。

○新たに武田/モデルナ社ワクチンを個別接種で使用する接種実施医療機関等は下記手続きが必要となること。

- ・既にV-SYS IDを保有している場合は、V-SYSの取扱ワクチン欄で「武田/モデルナ」を選択し、武田/モデルナ社ワクチンを取扱う申請をし、市町村の承認をもって成立する。

- ・V-SYS IDを有していないが、保険医療機関コードを有する場合は、通常の手続に則って集合契約に加入し、V-SYSのIDが発行された後、取扱ワクチン欄で「武田/モデルナ」を選択し、武田/モデルナ社ワクチンを取扱う申請をする。

- ・V-SYS ID、保険医療機関コードを有しない場合は、ファイザー社ワクチンと同様に、類似コードの付番を予め行った上で、集合契約への加入やV-SYS ID発行・取扱ワクチン等の手続を行う。

○追加接種に係る武田/モデルナ社ワクチンの流通・管理は下記のとおりとすること。

- ・職域接種以外の追加接種実施医療機関等については、ファイザー社ワクチンと同様の自治体を通じた分配方法（国→都道府県→市町村→接種実施医療機関等）とする。

- ・最小配送単位となるバイアル数や保存方法は、初回接種と同様である。

- ・地域卸から-20℃冷凍庫が設置された施設に配送され、その後の小分け移送は、原則として認められなかったが、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種開始後から、ファイザー社ワクチンと同様に可能となる。（取扱いは「ファイザー社ワクチンの融通範囲の拡大について」（令和3年7月6日付（健Ⅱ193F）参照）に準じる）

- ・新たに-20℃冷凍庫設置を希望する場合等には、自治体から厚生労働省に個別に連絡する。

○1機関1種類が原則であった新型コロナワクチンの取扱いは、1機関複数種類も可能であるが、別の種類の新型コロナワクチンを明確に区分、措置等を講じた上で、接種、管理、運用等について十分に注意し、間違い接種がないように留意すること。

（参考）

○「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」令和3年9月24日付（健Ⅱ328F）

○第9回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 資料

（令和3年11月17日（水））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22258.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22258.html)

○第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料（令和3年11月15日（月））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00014.html)